# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
19	ひとり親家庭医療費助成に関する事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲斐市は、ひとり親家庭医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

甲斐市長

#### 公表日

令和7年4月1日

[令和6年10月 様式2]

#### I 関連情報

Ⅰ 関連情報 	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	ひとり親家庭医療費助成に関する事務
②事務の概要	・甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例(平成18年甲斐市条例第7号)、甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例施行規則(平成18年甲斐市規則第7号)及び甲斐市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年甲斐市条例第31号。以下「甲斐市番号条例」という。)により行う事務。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①受給資格者に係る医療費申請の受理・審査・応答に関する事務 ②受給者証に関する事務 ③医療費の支払に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会
③システムの名称	と提供を、符号を用いて行う。 総合福祉システム(ひとり親家庭医療費)、宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
ひとり親家庭医療費助成金受	Market
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 甲斐市番号条例第4条
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第9号 甲斐市番号条例第4条 別表第1 1項、別表第2 5項 (情報提供の根拠) なし
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	こども子育て健康部 子育て支援課
②所属長の役職名	こども子育て健康部 子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1661(直通)
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	こども子育て健康部 子育て支援課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1692
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した
適用した理由	

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年2月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)	) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年2月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2)	) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類						
-	項目評価書 布機関については、それ	] いぞれ重点項目評	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及 「一番」である。	び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(	青報提供ネットワーク	システムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		]	]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインを遵守し、住基ネット 照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行っている。また、必ず複数人での確認を 行い、その上で所属長の最終確認を経ることとしている。 また、人為的ミスを防止するために、特定個人情報を含む書類やUSBの扱いに細心の注意を払い、常に 複数人で管理状況を確認できるようにしている。なお、文書等の廃棄を行う際にも同様の対策を講じてい る。 以上の点を踏まえ、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。				
9. 監査					
実施の有無	[ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	B 路発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 「 十分である				
判断の根拠	甲斐市側のシステムにおいては、対象者以外の情報や必要な情報以外の入手を防止するため、職員のアクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所持者には、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底するよう指導がされており、監査も実施されている。よって、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。				

#### 変更箇所

変更日	T 項目 変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月13日	I.1.②事務の概要	・甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例 (平成18年甲斐市条例第7号)、甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例施行規則(平成18 年甲斐市規則(平成18 年甲斐市規則(平成18 年甲斐市規則(平成18 年東北京年代東京7号、以下「番号 法」という。)に基づき制定を予定している条例 により行う事務。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ()受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認 をする。 (2)所得情報を照会し、支給額の判定をする。 ・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な 情報を副本」として装備した中間サーバーを介 して情報と概念し、資格、各 (2)所得情報を照会し、資格。 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	・甲斐市ひとり親家庭医療費助成金支給条例 (平成18年甲斐市条例第7号)、甲斐市ひとり親 家庭医療費助成金支給条例施行規則(平成18 家庭医療費助成金支給条例施行規則(平成18 中野炎市規則第7号)及び整市行政手続によりる特定の個人を識別するための番号の利用関 する条例(平成27年甲斐市条例第31号。以下 「甲斐市番号条例」という。)により行う事務。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務「使用している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務「使用している。 10受給資格者に係る医療費申請の受理・審査・ 店に関する事務 20受給者証に関する事務 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下指号法人とに対 第27号。以下指号法人とで 領報提供に必要な情報を「副本」として接 値した中間サイトで全かして情報提供本ット フークシステムに接続し、各情報保有機関が保 有する特定個人情報の照会と提供を、符号を 用いて行う。	事後	
平成29年3月13日	I.3. 法令上の根拠	番号法第9条第2項及び同項に基づき制定する 条例	番号法第9条第2項 甲斐市番号条例第4条	事後	
平成29年3月13日	I.4. ①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成29年3月13日	I.4.②法令上の根拠	番号法第19条第14号	(情報照金の根拠) 番号法第19条第8号 甲斐市番号条例第4条 別表第1 1項、別表第 2 5項 (情報提供の根拠) なし	事後	
平成29年3月13日	I.5. ①部署	福祉健康部 子育て支援課	子育て健康部 子育て支援課	事後	
平成29年3月13日	I.5.2所属長	福祉健康部 子育て支援課長 小宮山正美	子育て健康部 子育て支援課長 島田 伸	事後	
平成29年3月13日	I . 7. 請求先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原26 10 電話:055-278-2111	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原26 10 電話:055-278-1661(直通)	事後	
平成29年3月13日	I . 8. 連絡先	総務部 総務課 住所:山梨県甲斐市篠原26 10 電話:055-278-2111	子育て健康部 子育て支援課 住所:山梨県 甲斐市篠原2610 電話:055-278-1692(直通)	事後	
平成29年3月13日	Ⅱ.1.いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
平成29年3月13日	Ⅱ. 2. いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	I.5.②所属長の役職名	子育て健康部 子育て支援課長 島田 伸	子育て健康部 子育て支援課長	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ.1.いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ.2. いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ. リスク対策				
令和3年1月4日	評価の再実施				5年経過による評価の再実施
令和3年1月4日	Ⅱ. 1. いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	5年経過による評価の再実施
令和3年1月4日		令和1年6月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	5年経過による評価の再実施
令和3年9月1日	I.4.②法令上の根拠中	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報  Ⅱ.1.いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	9.規則第9条第2項の適用 令和7年2月1日 時点	事後	
	II. 1. いつ時点の計数か II. 2. いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点 令和3年1月1日 時点	令和7年2月1日 時点 令和7年2月1日 時点	事後	
	Ⅳ.リスク対策	1940年17月1日 将州	8.人手を介在させる作業、11.最も優先度が高い と考えられる対策	事後	
令和7年4月1日	I.5 評価実施機関におけ る担当部署	①子育て健康部 子育て支援課 ②子育て健康部 子育て支援課長	①こども子育で健康部 子育で支援課 ②こども子育で健康部 子育で支援課長	事前	
令和7年4月1日	I.8 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問い合わせ	子育で健康部 子育て支援課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1692	こども子育て健康部 子育て支援課 住所:山梨県甲斐市篠原2610 電話:055-278-1692	事前	